

北海道どさんこプラザ有楽町店管理運営業務における コンソーシアムの考え方について

この業務において対象としている、複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）の運営に当たっては、次の事項を参考にしてください。

○コンソーシアムの運用基準

- 1 コンソーシアムの対象業務はどさんこプラザ有楽町店管理運営業務とする。
- 2 コンソーシアムの結成方法は、どさんこプラザ有楽町店管理運営業務公募型プロポーザルの参加要件に定められたことを契機とした、構成員となる事業者の自由な意志に基づく自主結成とする。
- 3 契約を締結したコンソーシアムの存続期間は委託期間終了時までとする。
- 4 コンソーシアムとの契約は次のとおり行うものとする。
 - (1) コンソーシアムによる契約書の相手方は構成員の連名とする。
 - (2) 契約書には「コンソーシアム協定書（写）」を添付するものとする。

○コンソーシアムの運営に当たっての指針

1 趣旨

コンソーシアムは、複数の構成員が技術・資金・人材等を結集し、業務の安定的推進に共同して当たることを約して自主的に結成されるものであり、社風、経営方針、経験等の異なる複数の構成員によるコンソーシアムの運営が構成員相互の信頼と協調に基づき円滑に行われることが不可欠である。

この指針は、コンソーシアムが構成員の信頼と協調性をもとに円滑に運営されるよう、その実施体制、管理体制、責任体制その他基本的な運営の考え方を示したものであり、個別のコンソーシアムにおいてそれぞれ事業の規模・性格等その実情に合わせて策定されることが期待される規則等の決定に当たっての考え方を示し、運営に係るトラブルの未然防止及び運営の円滑化に資することを目的とする。

2 運営委員会

運営委員会は、コンソーシアムの運営に関する基本的かつ重要な事項を協議決定する最高意思決定機関であり、この場合においては、構成員全員が十分に協議したうえで業務の遂行に向けての公正妥当な意志決定が行われる必要がある。

その際、代表者の独断・専行等の弊害を誘発し、コンソーシアムの円滑な運営を確保する上での前提である構成員間の信頼と協調が損なわれることのないよう、各構成員を代表する運営委員への適切な権限の付与、適正な開催時期・手続きの採用及び付議すべき事項の整理等についての合意形成が行われていなければならない。

このため、準備委員会及び運営委員会の設置等に当たっては、次のとおり公正化・明瞭化を図り、運営委員会の適正な機能を確保することとする。

(1) 準備委員会の設置

準備委員会は、コンソーシアムの結成から運営委員会設置までの間、必要に応じて設けるものとし、原則として次に掲げる事項について協議決定する機能を有するものとする。

- ア 企画提案書の作成
- イ 協定書の作成
- ウ 規則等（案）の作成
- エ 業務編成（案）の作成
- オ その他付議を要すると認められる事項

(2) 運営委員会の設置と委員のあり方

運営委員会は、業務を発注した段階で遅滞なく設置するものとし、その委員については各構成員の立場を代表し得る者をもって充てることとする。

また、運営委員会の構成は、権限と責任を有する運営委員、運営委員の代理となる運営委員代理及び構成委員間での連絡を円滑に図るための幹事を各構成員がそれぞれ1名ずつ配置し、代表者から選任された運営委員が運営委員会の委員長となることを原則とする。

ただし、対象業務の内容・性格等を勘案して必要と認められる場合にあっては、これと異なった取扱いとすることも差し支えない。

(3) 開催時期・手続き

運営委員会は、下記（4）に掲げる事項について協議する必要があるときに開催するものとし、業務の規模・性格等にかかわらず、受託決定後速やかに開催するほか、少なくとも実行予算編成時、決算書（案）承認時において開催するものとする。

開催手続きは、原則として委員長が必要に応じて招集するものとするが、公平性の観点から他の委員からも招集できる制度を確立しておく必要があり、これらの一切の手続きについては、運営委員会規則に明記しておくものとする。

(4) 付議事項

運営委員会は、業務の円滑な遂行を図る意味から、（1）に掲げる事項についての案を承認するほか、コンソーシアムの運営に係る次に掲げる基本的かつ重要な事項をその付議事項とする必要がある。

なお、これら運営委員会の意志決定についての決裁方法については、予め運営委員会規則に定めておくものとする。

- ア 組織・編成及び業務遂行の基本に関する事項
- イ 実行予算及び決算書（案）の承認に関する事項
- ウ 業務内容の変更等の承認に関する事項
- エ 取引業者の決定等に関する事項

オ その他付議を要すると認められる事項

3 規則等による円滑な運営の確保

コンソーシアムの組織が効率的に働き、円滑かつ効果的な共同事業を確保するためには、運営委員会組織が整備され、各々その機能が十分に発揮されるとともに、構成員が密接な連携を保つことが必要である。

このため、公正性、効率性、協調性各々の観点から、業務の遂行についての各構成員間の合意を規則等として明文化することにより、全ての構成員が信頼と協調をもって共同事業に参加し得る体制を確保する必要がある。

以上の点から規則の整備に当たっては、以下の事項に留意しつつ、構成員間で十分協議して決定するものとする。

(1) 規則の策定方法

ア 規則等は、原案を準備委員会で作成し、運営委員会の承認をもって決定することを原則とする。

イ 運営委員会で承認された規則等は、各構成委員が記名捺印し、各々一通を保有する。

ウ 以後に生じた改廃事項については、ア、イに準じ覚書として作成する。

(2) 主要規則等整備

法令に基づいて整備が義務づけられているもののほか、少なくとも次に掲げる業務処理規則、経理取扱規則及び瑕疵担保責任等に係る覚書等について、その整備を行うものとする。

なお、北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について、責任の所在を明確にすること。

ア 経理取扱規則

- ・ 経理処理担当部署
- ・ 会計期間
- ・ 会計記録の保存期間
- ・ 損益の配分
- ・ 支払
- ・ 実行予算及びプロジェクト損益報告
- ・ 決算
- ・ 決算の監査
- ・ その他

イ 業務処理規則

- ・ 業務処理委員会
- ・ 分掌事務

ウ 瑕疵担保責任等に係る覚書等

事業の実施に伴う損害発生時の責任分担を明確にするため、少なくとも以下に掲げる事項については、業務開始前に運営委員会等で十分に協議し、損害負担額の確定手順、費用の分担基準及び請求手続きを覚書等に規定しておくものとする。

- ・業務完了後の瑕疵担保責任に関する事項
- ・業務遂行に伴う損害賠償に関する事項
- ・その他予期できない損害に関する事項

○コンソーシアム協定書（例）

今回のプロポーザルでは、参加表明書の提出にあたって、コンソーシアム協定書複本の提出を求めています。その協定書については、次の例を参考に作成してください。

コンソーシアム協定書（例）

（目的）

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、北海道の委託する北海道どさんこプラザ有楽町店管理運営業務（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた業務を遂行することを目的とする。

（名称）

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「北海道どさんこプラザ有楽町店管理運営業務」受託コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。

（構成員の住所及び名称）

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- （1）北海道〇〇市〇〇町
〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
- （2）北海道〇〇市〇〇町
〇〇〇〇
- （3）北海道〇〇市〇〇町〇〇
〇〇〇〇

（代表者）

第4条 本コンソーシアムの代表者は、〇〇〇〇とする。

（代表者の権限）

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務に関し、本コンソーシアムを代表して委託者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって本業務を行う権限を有するものとする。

（構成員の連帯責任）

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

（分担業務）

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

- | | | |
|---------|--------|-------|
| 〇〇〇〇〇業務 | （構成員名） | 〇〇〇〇〇 |
| 〇〇〇〇〇業務 | （構成員名） | 〇〇〇〇〇 |
| 〇〇〇〇〇業務 | （構成員名） | 〇〇〇〇〇 |

（運営委員会）

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務遂行にあたるものとする。

（業務遂行責任者）

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の遂行に関する業務遂行責任者を選出し、本業務に関わる指揮監督権を一任する。

（業務担当責任者及び業務従事者）

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務遂行責任者の下で本業務の遂行業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第 11 条 本コンソーシアムの取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、本コンソーシアムの代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第 12 条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により受託者又は第 3 者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 14 条 構成員は、本コンソーシアムが委託期間を終了するまでは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 15 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が連携して当該構成員の分担業務を完成するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 16 条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 17 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 18 条 本協定の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者〇〇〇〇外 社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本 通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各 1 通を保有し、副本については委託契約書に添えて委託者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名 称)
(代表者)

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者)

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者)

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者)